

家庭用品品質表示法施行規則等の一部を改正する内閣府令の概要

令和元年 6 月
消費者庁総務課

趣 旨

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、消費者庁所管の府省令のうち様式を定めるものについて、所要の措置を講ずるもの。

概 要

1. 以下の府省令の様式中、「平成」とあるのを「(空白)」に改める。
 - ・ 家庭用品品質表示法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 106 号）
 - ・ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和 61 年通商産業省令第 75 号）
 - ・ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）
 - ・ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）
2. 施行期日
公布の日（令和元年 5 月 7 日）から施行することとする。